

～浄化槽保守点検業の登録申請・変更届出に、
住民票の写しの添付が原則不要となります～

平成25年4月1日から、県内にお住まいの申請者の住所や氏名の確認を住民基本台帳ネットワークシステムで行うことにより、浄化槽保守点検業の登録申請・変更届出の際に必要な書類が、以下のとおり変更となります。

1 変更となる事務の概要

千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）において浄化槽保守点検業を営もうとする際は、知事の登録を受けなければなりません。また、その登録内容に変更が生じた際は、変更の届出を行う必要があります。

県では、登録申請、変更の届出があった場合、これまでは住民票の写しの提出により本人確認及び住所確認を行っていましたが、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行います。（注）

（注）申請者・届出者が個人であって、かつ、千葉県内に住所を有する場合に限ります。

2 必要書類一覧

（申請者・届出者が個人であって、かつ、県内に住所を有する場合）

登録（新規又は更新）	
新	旧
1. 申請様式（第1号～第4号） 2. 営業所の位置図 3. 浄化槽管理士免状の写し	1. 申請様式（第1号～第4号） <u>2. 住民票の写し</u> 3. 営業所の位置図 4. 浄化槽管理士免状の写し

変更（氏名又は住所に変更が生じた場合）	
新	旧
1. 申請様式（第6号）	1. 申請様式（第6号） <u>2. 住民票の写し</u>

3 お問い合わせ

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県環境生活部水質保全課

電話 043-223-3813 FAX 043-222-5991